

笠間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月21日

笠間市監査委員 齋田 陽介

笠間市監査委員 荻谷 正

笠間市監査委員 飯田 正憲

## 財政援助団体等監査報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

### 第2 監査の対象及び範囲

公の施設指定管理者

対象団体	公の施設	令和4年度 指定管理料	所管課
特定非営利活動法人 いばらきの魅力を伝える会	かさま歴史交流館井筒屋	17,950,000円	観光課

#### 監査の範囲

- (1) 公の施設の指定管理に関する事務全般
- (2) 令和4年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

### 第3 監査の着眼点及び実施内容等

監査については、笠間市監査基準にのっとり、提出を求めた監査資料に基づき、指定管理者の選定、指定及び協定の締結等が適正に行われているか、また指定管理者の管理運営業務が協定書、仕様書及び事業計画書等に沿って実施されているか、また経理内容が適正妥当であるか、施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかを主眼として、1月17日に所管課及び1月26日に指定管理者から説明を聴取し、関係諸帳簿並びに証拠書類を監査した。

### 第4 監査の結果

所管課が行った指定管理者の選定、指定及び協定の締結等の事務については、条例、規則及び指定管理者制度導入方針に沿った内容でおおむね適切に処理されていることを確認した。

笠間市と特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会との間で締結した「かさま歴史交流館井筒屋」の管理運営に関する基本協定書に定めるところに従っておおむね適正に管理、運営が行われているものと認められた。

## 第5 監査の概要

団体名：特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会

所管部課：産業経済部 観光課

### (1) 施設の概要

ア 名称 かさま歴史交流館井筒屋

イ 位置 笠間市笠間987番地

ウ 施設の概要等

敷地面積 1, 257 m<sup>2</sup>

施設 木造3階建236.05 m<sup>2</sup>

観光インフォメーション 歴史展示コーナー

会議室 交流広場 駐車場

### (2) 指定管理の内容

ア 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで  
(5年間)

イ 指定管理料 17,950,000円(令和4年度)

### (3) 指定管理者の概要

特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会は、東日本大震災により被害を受けた笠間焼の復興支援や食のPR等のイベント開催並びに東京銀座でのいばらきのアンテナショップ立ち上げを契機に、平成24年5月に設立された。同法人は、「笠間の家」、「笠間市地域交流センタートモア」などの指定管理事業を行うほか、「筑波海軍航空隊記念館」、「笠間市フィルムコミッション」など、笠間市や茨城県の観光振興及びまちづくりの推進に寄与することを目的として「地域の食と文化・歴史」を発信している。

### (4) 監査結果

「かさま歴史交流館井筒屋」は、笠間市の歴史及び観光情報の発信並びに、市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図ることを目的に設置され、施設自体が明治時代中期建築・木造3階建の貴重な建築財産であることを理解し、施設の維持・保全に努めるとともに、市民

が幅広く利用できるよう管理運営を行うことを基本方針としている。

令和4年度の指定管理においても、利用者の声を活かした施設運営に取り組み、利用者のアンケートを実施し、利用者のニーズや満足度などの把握に努められた。

自主事業や協力事業で、つるし雛、落語、コンサート、安達ハウスピアガーデン、街コンinかさまきつねの祭典、菊まつりなどのイベントを実施した。

さらに、観光拠点として、笠間城を登城するスタンプラリーを実施するほか、観光客に対し観光スポットや特産品の魅力を紹介するとともに、市内関連施設案内など施設の利用促進と利用者へのサービスの向上にも寄与された。

また、歴史的建造物の維持管理のほか、コロナ禍での感染対策や、防災訓練を実施するなど適正な管理運営に努めていると認められた。

来館者は目標値である70,000人を超え93,229人となっている。

令和4年度の事業の収支状況については、収入は17,950千円の指定管理料のほか、利用料金収入など全体で24,860千円、支出は25,491千円で、631千円の赤字となっている。

#### (5) 今後の方向

かさま歴史交流館井筒屋の管理運営にあたっては、市外からより多くの集客を図るため、情報発信機能の強化が求められる。そのためには、笠間の魅力あるコンテンツを数多く発掘し、収集し、及び創り出す必要があるとともに、同施設の充実やインパクトのあるイベントの開催が必要である。

指定管理者である特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会においては、これまで、同施設に有能な人材を配置し、笠間らしいカフェの運営や土産品の開発・販売を行うほか、多彩なイベントを開催することなどにより、来館者の増加を図ってきていることは評価したい。

今後は、来訪者のニーズや観光トレンドを把握しながら、市当局や地元商工業者等との連携をさらに深めるとともに、外部の専門家の意見を取り入れながら、新たなイベントなどの集客事業を展開することにより、

来館者はもとより、門前通り等の周遊人口の増加に努められたい。

また、現在のところ、賑わいづくりの対象としては、門前通りがメインになっているが、同施設が笠間全体の観光拠点としての役割を有していることから、例えば、笠間駅から笠間稲荷に至るまでの賑わいを創出するなど、賑わいのエリアの拡大を図る方策についても関係者と議論をしていく必要があると考える。

一方、笠間市民や観光客等との交流促進については、歴史、文化、芸術、地域づくり、地場産業など様々な分野において、市民の自発的で自由な発想や活動が生まれるような仕掛け作りやサポートを推進されたい。さらに、指定管理料は17,950千円であるが、収益の確保と経費の一層の節減により、指定管理料の縮減に努められたい。